

高機能消防指令センターシステム更新業務委託

公募型プロポーザル実施要領

みよし広域連合消防本部

目 次

1	趣旨及び目的.....	1
2	事業名.....	1
3	発注者.....	1
4	業務内容.....	1
5	業務の実施場所.....	1
6	業務期間.....	1
7	提案上限額.....	1
8	契約保証金.....	2
9	実施概要.....	2
10	参加資格条件.....	3
11	プロポーザル実施方法.....	3
12	プロポーザル参加表明.....	3
13	プロポーザル参加辞退.....	4
14	質問書の受付方法及び回答について.....	4
15	提案書の内容.....	5
16	プレゼンテーションの実施.....	6
17	審査.....	7
18	契約及び予算措置.....	8
19	その他.....	8

1 趣旨及び目的

みよし広域連合消防本部（以下「当消防本部」という。）の現高機能消防指令センターシステム（以下「消防指令システム」という。）は平成 27 年 4 月 1 日に運用を開始し約 11 年が経過、万が一老朽化による不具合が発生し、消防指令システムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民・住民に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、消防指令システムの更新を実施する。

更新する消防指令システムは最新技術を駆使し ICT（情報通信技術）等の進展に対応でき、更には将来の消防の広域化・通信指令センターの共同運用にも対応したシステムとなり、価格のみの競争だけではなく、実績に基づく企画力、技術力及び経験等に優れた事業者が発注するため、公募型プロポーザル方式により実施するものとし、本業務に最も適した提案を行う事業者を選定する。

2 事業名

高機能消防指令センターシステム更新業務委託

3 発注者

みよし広域連合消防本部

4 業務内容

別紙「高機能消防指令センターシステム更新業務委託発注仕様書」等に記載された各要件を満たす消防指令システムの更新。

5 業務の実施場所

みよし広域連合消防本部	徳島県三好郡東みよし町足代 345 番地 1
みよし広域連合東消防署	徳島県三好郡東みよし町足代 345 番地 1
みよし広域連合池田消防署	徳島県三好市池田町ウエノ 3122 番地 1
みよし広域連合池田消防署西分署	徳島県三好市山城町引地 64 番地 1
みよし広域連合池田消防署祖谷分署	徳島県三好市東祖谷新居屋 73 番地

6 業務期間

議会の議決を得た日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

なお、本業務に係る契約は、みよし広域連合議会の議決を要するため、令和 8 年 12 月に仮契約を締結し、令和 9 年 2 月みよし広域連合議会において議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

※本事業は、年度をまたぐ事業であるため、繰越明許費の繰越承認を得た後、履行期間を「令和 10 年 3 月 31 日」まで変更する契約を締結する予定。

7 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

金 198,000,000 円

上記の上限額は、本更新業務に係るすべての費用を含むものとする。

参加者は、上記の上限額を超えない範囲で提案をすること。
上限額を超えて提案を行った場合は、失格となるので留意すること。

8 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とし、みよし広域連合財務規則（平成 14 年 9 月 9 日 規則第 33 号）及び契約条項に基づいて、取扱うものとする。

9 実施概要

（１）プロポーザルの名称

高機能消防指令センターシステム更新業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

（２）最優秀業者等の特定

本プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を評価し、その結果に基づき最優秀業者及び優秀業者各 1 者を選定する。

（３）担当部署

宛 先：みよし広域連合消防本部通信指令課

所在地：〒771-2502 徳島県三好郡東みよし町足代 345 番地 1

電 話：0883-76-5118 F A X 0883-76-5120

メール：shirei@union.miyoshikouiki.lg.jp

（４）スケジュール

項目	時期
プロポーザルの公告（公表）	令和 8 年 10 月 13 日（火）
参加表明書の受付	令和 8 年 10 月 13 日（火）～令和 8 年 10 月 28 日（水）
質問書提出期間	令和 8 年 10 月 13 日（火）～令和 8 年 10 月 22 日（木）
質問書に対する回答	令和 8 年 10 月 28 日（水）
提案書提出業者選定通知書	令和 8 年 11 月 2 日（月）（予定）
提案書提出参加 （承諾・辞退）届	令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 19 日（木）
企画提案書の受付	令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 19 日（木）
プレゼンテーション日程通知	令和 8 年 11 月 24 日（火）（予定）
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 12 月上旬予定
提案書採用・不採用通知	令和 8 年 12 月中旬予定
（仮）契約締結	令和 8 年 12 月中旬予定

1 0 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 基準日時点において、令和 8 年度みよし広域連合一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿に登録された者であること。ただし、入札参加資格業者名簿に登録されていない場合は、今回の業務においてのみ、(ア)～(ウ)の書類一式を参加表明書と同時に提出することで応募資格があるものとみなす。
 - (ア) 履歴事項全部証明書（法務局が発行したものであること。）
 - (イ) 印鑑登録証明書の写し
 - (ウ) 直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県民税、法人税、市町村税、固定資産税、の未納がないことの証明書の写しまたは納税証明書の写し
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの間にみよし広域連合及び三好市、東みよし町から指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 過去 10 年間に於いて、高機能消防指令センター「離島型」以上の施工実績を有すること。

1 1 プロポーザル実施方法

本プロポーザルにおける審査及び受注候補者の選定については、選定委員会により行い、本プロポーザルに関する手続き及びスケジュールは本要領 9 (4) のとおりとする。

1 2 プロポーザル参加表明

本プロポーザルの参加希望者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式 1）
入札参加資格業者名簿に登録されていない者は、本要領 10 (1) において、(ア)～(ウ)の書類一式を参加表明書とともに提出すること。
- (2) 提出方法
持参又は郵送とする。（提出期限内必着）

持参の場合 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に提出すること。

郵送の場合 封筒表面に「公募型プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明書付き書留郵便により送付すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

本要領 9 (3) の担当部署（通信指令課）

1 3 プロポーザル参加辞退

「提案書提出業者選定通知書」により本プロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後手続への参加を辞退したいときは、遅滞なく様式 3「提案書提出参加（承諾・辞退）届」を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により送付すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

本要領 9 (3) の担当部署（通信指令課）

1 4 質問書の受付及び回答について

質問書の提出方法及び回答は次のとおりとする。

(1) 質問書（様式 2）

質問対象の引用文（文書名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載し、当消本部本部からの回答を受け付ける担当部署、担当者名、電話番号、FAX 及び E-mail アドレスを併記すること。

(2) 質問書の受付期間

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで（提出期限内必着）

(3) 提出先

本要領 9 (3) の担当部署（通信指令課）

(4) 提出方法

電子メールにて提出するものとし、持参、口頭、郵送及び FAX による提出は受け付けない。また、質問内容は、提案書の作成及び本プロポーザルの実施に関する事に限ること。

なお、質問者は電子メールの送信後、電話にて受信確認を行うこと。

ア 業務名は「高機能消防指令センターシステム更新業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問書（様式 2）は PDF ファイルとして添付すること。

(5) 質問書に対する回答期限

令和 8 年 10 月 28 日（水）に、E-mail にて参加表明した者全てに回答する。

ただし、意見表明等、本業務の趣旨からかけ離れているもの（と思われるものも含

む) への回答は当消防本部の判断により行わない場合がある。

1 5 提案書の内容

別紙「高機能消防指令センターシステム更新業務委託評価基準（配点表）」（以下、評価基準という。）

」を踏まえたうえで作成すること。具体的な事項については、下記のとおりとする。

（1）提出書類

ア 提案書提出参加（承諾・辞退）届（様式 3）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア） 評価基準の評価項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景等を明確に示すこと。

（イ） 発注仕様書は、当消防本部が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で発注仕様書に記載してある機能等の実現内容（代替提案を含む。）発注仕様書に記載のない機能の提案追加案等については記載すること。

（ロ） 提案書の内容は、提案者が実現できる範囲で記載すること。

（ハ） 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受注者の負担となるため、発注仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

（ニ） 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適時使用するなど、見やすく明確なものにすること。

（ホ） 提案上限額の範囲内での提案とすること。

（ヘ） 参考資料の添付は認めない。

（ヘ） ページ番号を付けること。

（コ） 言語は日本語とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡素に説明すること。

（ク） 用紙の大きさは A4 判（縦）とし、表紙、裏表紙を除き両面印刷で 50 頁以内とする。（白紙面を 1 頁と数える。）

なお、A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさに三つ折りにすること。

（A3 判 1 頁は A4 判 2 頁を数えることとするが、白紙面については頁数に算入しない。）

（ケ） 企画提案書等には、提出時の表紙、裏表紙及び見積書を除き、受注先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

（セ） 企画提案書には、以下の事項についての提案を含め簡素に記載すること。
詳細は評価基準を参照すること。

a 企業に関する要件

b システムの移行に係る要件

c システムに係る要件

- d 経済性に係る要件
- e 研修に係る要件
- f 運用・保守に係る要件
- g その他提案（最大3件）

(ス) 提出された企画提案書の内容について、当消防本部が問い合わせを行う場合があることを了承すること。

ウ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定又はプライバシーマークの付与が証明できる書類の写し（任意様式）

エ 業務実施体制（任意様式）

オ 実施工程表（任意様式）

カ 予定技術者の経歴等（任意様式、配置予定技術者全員分）

キ 同種実績確認書（任意様式、直近の実績最大5件以内で記載）

ク 業務委託見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。

ケ 保守に係る見積書（任意様式）

10年間の保守費用をそれぞれ年度別に計上すること。当該項目に対する費用が発生しない場合は、空欄とせず、0（ゼロ）を記入すること。

消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。

(2) 提出期限

令和8年11月19日（木） 午後5時まで（提出期限内必着）

(3) 提出先

本要領9（3）の担当部署（通信指令課）

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

持参の場合 平日午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合 封筒表面に「プロポーザル関係書類在中」と朱書きし、配達証明付き書留郵便で郵送すること。

(5) 提出部数

ア 企画提案書 10部

イ 15（1）イ「企画提案書」以外の書類及び電子データ（PDFデータを保存したCD-R等）各1部

16 プレゼンテーションの実施

ア 実施日（予定）

令和8年12月上旬（予定）

※場所及び時間については、別途通知する。

※プレゼンテーション出席者については、1社あたり5名以内とする。

イ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、1社あたり40分（準備5分、説明20分、質疑応答15分）とする。
 - (イ) 審査当日、パソコン及びその他説明に必要な機器等については、参加者が用意すること。
※プロジェクター及びスクリーンについては、発注側にて準備することが可能であるが事前に申し出ること。
 - (ウ) 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。
 - (エ) 機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。
 - (オ) 指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。
 - (カ) プレゼンテーション中は録音を行うが、本プロポーザルに限って確認用として使用するもので、審査後は破棄する。
- (3) 選考結果の通知及び公表
- ア 審査終了後、すべての参加業者に対し審査結果の通知を行う。
 - イ 選定結果の公表は、提案業者名（最優秀提案業者のみ）及び評価点（合計のみ）をみよし広域連合ホームページで行う。
- (4) 失格
- 参加業者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な書類を提出しなかった場合、及びプレゼンテーションに参加しなかった場合。
 - イ 本プロポーザル手続開始後、選定委員会の委員に対し、直接・間接問わず接触を求めた場合。
 - ウ 本プロポーザル手続開始後、契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合又は本要領10の参加資格条件を満たさなくなった場合。
 - エ 提出された「提案見積書」の金額が提案上限額を超過しているとき。
 - オ 選考段階で、提案に虚偽、不正及び違反が認められた場合。
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
 - キ その他、本要領の定めに違反すると認められた場合。

17 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容審査を業務の理解度（能力）、取組意欲、独創性及び実現性について判断、評価し、総合的に判断して選定業者を決定する。

(1) 審査方法

最優秀業者及び優秀業者の特定に係る審査は、次に係る方法により選考委員が行う。

- ア 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に

に基づき評価し、得点が最も高い事業者 1 社及び次点 1 社を選定する。

イ 選定委員会及びプレゼンテーションは、非公開とする。

1 8 契約及び予算措置

(1) 選定委員会が特定した最優秀提案業者と協議の上、本業務における契約締結交渉を行うものとする。

(2) 企画提案書の扱い

本プロポーザルにて、最優秀業者又は優秀業者に特定された参加者の企画提案については、提案内容がすべて実際の業務に採用されるものではなく、契約交渉時に改めて協議の上、発注者が必要と認める範囲内で発注仕様書に反映するものとする。

(3) 協議が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(4) 提案された業務費（見積）は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書の記載の金額をもって契約金額とする。

(5) 本業務の支払い条件については、みよし広域連合の規定に従い行うこととし、別途受注者と協議を行うものとする。

(6) 契約締結後においても、本業務の遂行にふさわしくない事項（反社会的行為）が明らかになった場合には、契約規則に基づいて契約の見直しや、それに伴う損害賠償を求めることがある。

(7) 本事業は、令和 8 年度当初予算に事業費を計上しており、令和 9 年度への繰越明許費の設定を予定している。

契約締結に係るみよし広域連合議会の議決及び必要な予算措置が得られない場合は、契約を締結しないことがある。

1 9 その他

(1) 企画提案書作成に要する経費等については、参加業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製する場合がある。

イ 書類提出後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査に影響のない範囲において事務局から提出書類の修正を求める場合がある。

ウ 提出書類に記載した配置技術者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き、変更することはできない。

エ 提出された書類は、返却は行わない。

オ 提出された書類の著作権は、当該書類を作成した参加業者に帰属するものとするが、発注者が必要と認める場合には、提出書類は無償で利用できることとする。

(3) 提出された企画提案書等の内容について疑義が生じた場合、担当部署から参加

業者にヒアリングを行う場合がある。

- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。
- (5) 参加業者は本業務にて、知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (6) 審査・選考結果に対しての異議申立ては、一切受け付けない。

様式 1

令和 年 月 日

みよし広域連合

広域連合長 高井 美穂 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

参 加 表 明 書

令和 年 月 日付で公告のありました高機能消防指令センターシステム更新業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の条件をみたしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】会 社 名：

部 課 名：

担当者名：

電 話：

E-mail：

様式2

令和 年 月 日

質 問 書

みよし広域連合
広域連合長 高井 美穂 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
印

令和 年 月 日に通知された「高機能消防指令センターシステム更新業務委託」に係る公募型プロポーザルに関し、以下の内容について質問します。

質問の項目 (資料名・頁番号等を記入すること)	質問内容

※記入欄が不足する場合は、適時様式を追加して記入してください。

様式 3

令和 年 月 日

みよし広域連合
広域連合長 高井 美穂 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

提案書提出参加（承諾・辞退）届

令和 年 月 日で提案書提出者の選定を受けたプロポーザル方式による次の業務委託
名の提案について、下記のとおり意思表示します。

業務委託名 高機能消防指令センターシステム更新業務委託

記

提案書を提出することについて

承諾
辞退

 します。